

請 願 文 書 表

番 号	請 願 第 2 号	受理年月日	令和7年8月26日
件 名	「三豊市中小企業経営改善資金利子補給制度の拡充について」		
請願者の 住所・氏名			
紹介議員	爲廣員史、城中利文、詫間政司、水本真奈美 浜口恭行、石井勢三、市川洋介、湯口 新		
請願の要旨			

【趣旨】

三豊市では、中小企業や個人事業主の経営基盤強化を目的として「中小企業経営改善資金利子補給制度」が実施されており、設備資金の借入金（上限2,000万円）の利子額の50%を5年間補助しており、企業の設備投資の拡充の支援に大きな役割を果たしています。

本制度の最初の申請年度である平成19年度は申請件数27件、申請額154,795円でしたが、令和6年度は申請件数139件、申請額2,670,172円と申請件数は112件、申請額は2,515,377円と大幅に増加しており、今後も増加が見込まれます。

しかし、物価高騰による導入設備の価格の上昇や市場金利の急上昇による借入金の利子の増加により、企業の設備投資にかかる負担は年々増大しており、今後、積極的な設備投資が行えなくなるようになるのはもちろんのこと、事業の継続に関わる問題にまで発展していきます。

地域経済の維持・発展や雇用の確保、さらには新規事業創出を後押しするためには、本制度の拡充が急務です。

請願事項

1. 融資上限額の引き上げ

現行の2,000万円以内では、高額化している機械設備や工事代金への対応が難しい状況であり、必要資金に応じた柔軟な設定とすること。

2. 補給率の引き上げ

今後、日銀の公定歩合引き上げに起因する、金利上昇が見込まれることから、現行の利息額50%以上だけでなく、香川県保証協会を利用した場合の保証料も含めて、補給率の引き上げを行うこと。

理由

1. 新規事業・大規模設備更新には、2,000万円を超える資金が必要な事例が増加しており、4,000万円以上の案件もあるため。
2. 金利上昇局面において、利子負担が事業継続の大きな障壁となっているため。

効果

企業の設備投資が積極的になるため売上が増加し、企業の事業継続が可能となることから地域経済の活性化や雇用の維持、固定資産税などの市税の増収による財源確保及び行政サービス向上にも繋がる。